

国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針 (平成25年10月18日日本経済再生本部決定(抄))

1. 医療

- ◇ 国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる、世界トップクラスの「国際医療拠点」を作り、国内に居住・滞在する外国人が安心して医療を受けられることはもとより、世界中の人たちがそこで治療を受けたいと思うような場所にする。

- ◇ 特区内で、「国際医療拠点」として相当の外国人患者の受け入れを見込む医療機関について、高度の医療水準の確保を条件として、以下の規制改革を認めるとともに、臨時国会に提出する特区関連法案の中に必要な特例措置を盛り込む。
 - (1) 国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁
 - ・ 国際医療拠点において、高度な医療技術を有する外国医師の受け入れを促進する観点から、全国における制度改革として、臨床修練制度を拡充する。

なお、当該外国医師が従事する医療機関において、外国看護師が現行の臨床修練制度を活用してチーム医療を提供することも可能となる。
 - ・ また、東京オリンピックの開催も追い風に、今後、我が国に居住・滞在する外国人が急増することが見込まれる。こうした中で、医師に係る二国間協定の対象国の拡大、特区内に限定して人数枠の拡大、受け入れ医療機関の拡大及び自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認めるといった対応を行う。

外国医師等の臨床修練制度の見直しの概要

現行の臨床修練制度の概要

【原則】

医師法第17条 医師でなければ、医業をしてはならない。
保助看法第31条第1項 看護師でない者は、看護業務をしてはならない。

【例外】

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律

【趣旨】

- 医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師・外国看護師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修で医業・看護業務等を行うことを特例的に認める制度。

【臨床修練の定義】

- 外国医師・外国看護師等が、厚生労働大臣の指定する病院において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業・看護業務等を行うこと。

【臨床修練の許可】

- 外国医師・外国看護師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、2年以内(外国看護師等は1年以内)の期間、臨床修練を行うことができる。
 - ① 医療に関する知識・技能の習得を目的として本邦に入国していること。
 - ② 臨床修練を行うのに支障のない日本語等の能力を有すること。
 - ③ 外国医師・外国看護師等の資格を取得後、3年以上の業務経験を有すること。

臨床修練制度の見直し

【教授・臨床研究における診療の容認】

- 現行は、医療研修を目的として来日した外国医師に限って診療を行うことが認められているが、今後、医療分野における国際交流が進む中で、例えば、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定される。
- このため、教授・臨床研究を目的として来日する外国医師について、当該外国医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを認めることとするため、全国における制度改革として、臨床修練制度を拡充する。

	教授・臨床研究	臨床修練
外国における臨床経験	<ul style="list-style-type: none">・ 教授・臨床研究に関連する診療科・診療分野における10年以上の診療経験があること・ 教授・臨床研究の実施に必要な診療・研究能力を有するものと認められること	<ul style="list-style-type: none">・ 3年以上の診療経験があること
受入病院の基準	<ul style="list-style-type: none">・ 大学病院、特定機能病院、国立高度専門医療研究センター等	<ul style="list-style-type: none">・ 大学病院、臨床研修病院、その他の臨床研修病院と同等の教育体制を有する病院

国家戦略特別区域における医師資格制度に係る二国間協定の特例措置の概要

現行の二国間協定の概要

- 相互の国民に対する医療提供の環境整備を図る観点から、二国間協定に基づき、英語による医師国家試験を実施し、当該試験に合格した外国医師に対し、以下のような一定の条件を付した医師免許を与えている。
 - ① 日本国政府が認めた医療提供施設において医業を行うこと
 - ② 日本の公的医療保険を利用しないこと

等

現行の二国間協定の締結国

- (1) イギリス(昭和39年3月～)
診療可能施設は3カ所、医師7名の枠(現在は4名の受入れ)
- (2) アメリカ(昭和46年6月～)
診療可能施設は1カ所、受入れの枠なし(現在は2名の受入れ)
- (3) フランス(平成8年3月～)
診療可能施設は2カ所、医師1名の枠(現在は1名の受入れ)
- (4) シンガポール(平成14年1月～)
診療可能施設は埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪及びこの隣県
医師7名・歯科医師3名の枠(受入れ実績なし)

二国間協定の見直し

- 医師資格制度に係る二国間協定の対象国を拡大するとともに、国家戦略特別区域内に限定して、人数枠の拡大、受け入れ医療機関の拡大及び自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認めるといった対応を行う。

医療法等改正に関する意見（案）（抜粋）

平成25年12月〇〇日
社会保障審議会医療部会

8. その他の改正事項

(1) 外国医師等の臨床修練制度の見直し

- 医療の分野においても、産業の国際競争力を強化し、医療の質の向上に貢献していくためにも、外国医師等の臨床修練制度について、許可の有効年限の弾力化、厚生労働大臣による指導医認定制度の廃止等の手続・要件の簡素化を図るべきである。
- また、臨床修練に加えて、教授・臨床研究を目的として来日する外国の医師及び歯科医師について、当該外国の医師及び歯科医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを認めることとすべきである。
- なお、今回の見直しは、外国の医師又は歯科医師免許を日本の医師又は歯科医師免許として認めるものではなく、あくまで一定の目的の場合に医師法の特例を認めるものである点に十分留意すべきである。